	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき　10円
		20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき　11円
	力ボタン付きボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき　13円
		20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき　14円
	ベント止め	×印しつけ止め	1カ所につき　8円
	プリーツしつけ		1カ所につき　8円
	肩パット付け		1組につき　31円
	糸くず取り		1枚につき　24円
スカート	見返し端まつり（千鳥）	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1カ所につき　10円
	スナップ付け	1センチメートル以上型	1組につき　15円
		1センチメートル未満型	1組につき　16円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき　20円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき　9円
		20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき　10円
	鎖糸ループ付け		1カ所につき　13円
	ベント止め	×印しつけ止め	1カ所につき　8円
	プリーツしつけ		1カ所につき　7円
	ウエスト裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	20センチメートルにつき　30円
	糸くず取り		1枚につき　20円
	3段前かん		1組につき　20円
スラックス	スナップ付け	1センチメートル以上型	1組につき　15円
		1センチメートル未満型	1組につき　17円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき　20円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき　10円
		20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき　12円
	糸くず取り		1枚につき　20円
	3段前かん		1組につき　18円

4　効力発生の日　平成26年5月14日

鳥取労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、鳥取県和服裁縫業最低工賃（平成24年鳥取労働局最低工賃公示第1号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

平成26年4月14日　　鳥取労働局長　河野　純伴

鳥取県和服裁縫業最低工賃

1　適用する家内労働者　鳥取県の区域内で和服裁縫業に係る手縫いによる仕立ての業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第1号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1枚（帯にあっては1本）につき、右欄に掲げる金額

品目	規格		金額
	生地	仕立て方	
振りそで	絹	あわせ	24,500円
留めそで	絹	あわせ（比翼・グシ付き）	27,700円
訪問着	絹	あわせ	20,000円
付け下げ	絹	あわせ	17,100円
長着	絹	あわせ	15,300円
	ウール	ひとえ	7,200円
羽織	絹	あわせ	11,000円
7分コート又は雨コート	絹	あわせ又はひとえ	14,000円
長じゅばん	絹	無双ひとえ	8,700円
	合成繊維	無双ひとえ	7,000円
名古屋帯	絹	8寸まつり	4,000円
		9寸しん入り	4,900円
袋帯	絹	しん入り	4,600円
ゆかた	綿	ひとえ	6,300円

4　効力発生の日　平成26年5月21日